

「信州ひすいそば」の加工及び販売の統一基準

平成 25 年 10 月 18 日	制定
平成 28 年 7 月 14 日	改定
令和 2 年 2 月 19 日	改定
令和 2 年 12 月 18 日	改定

信州ひすいそば振興協議会

1 使用する玄そば

信州ひすいそば振興協議会員の栽培者が、そば「長野S8号」及び「桔梗11号（長野S11号）」（以下、『「長野S8号」等』という。）栽培要領に基づき生産した玄そばを使用すること。

2 製粉方法

そばの殻（果皮）を除去したもの（丸抜き）を石臼挽きすることを基本とし、そば「長野S8号」等の特徴が発揮できる製粉方法とすること。

3 ブレンドの禁止

他品種そばとのブレンドを行わないこと。

4 使用割合（そば粉の使用割合）

商品の重量に占めるそば「長野S8号」等の使用割合が70%以上であること。

5 表示

商品には、「信州ひすいそば」と明示する。

なお、そば切り及びそばがきは使用割合を表示すること。

6 提供方法

原則として、そば切り又はそばがきにより提供することとし、そば「長野S8号」等の特徴が発揮できる提供方法とすること。なお、災害発生等の特殊事情がある場合についてはこの限りでなく、そば粉での販売等、生産者の創意工夫による提供を可能とする。

7 玄そばの種子利用の禁止

供給を受けたそば「長野S8号」等の玄そばを種子として使用しないこと。また、種子として使用する恐れのある者に譲渡しないこと。

8 玄そばの保管

玄そばの保管については、そば「長野S8号」等の特徴（色、香り、味）が維持されるよう、保管温度を一定に保つなど配慮すること。

9 加工、販売に係る記録簿の整備と保存

(1) 記載必要事項

仕入日、仕入先、仕入数量

出荷日、出荷先、出荷数量

(2) 記録の保存期間

販売日から1年間

10 調査の受け入れ

協議会が必要に応じて行う「信州ひすいそば」の加工、販売状況等を確認するための調査に応じること。